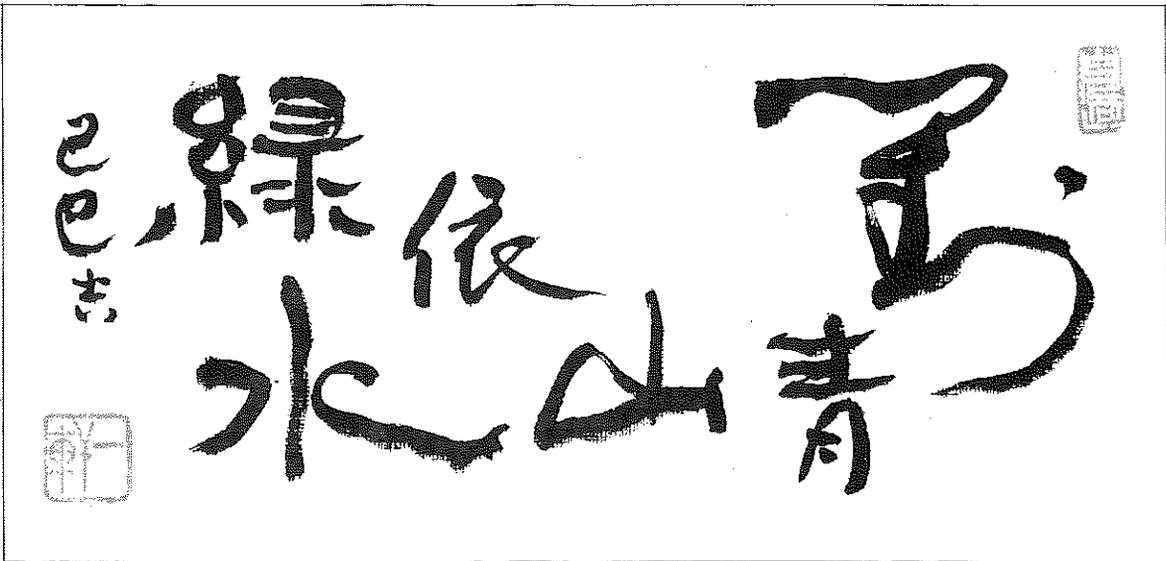


# 行政ほっかいどう '89, 5

「気軽に一声、行政書士は困った時の相談役」



「青山に対し緑水に依る」 つちのとみ 吉一軒（十勝支部所属会員 久我豊治）

## 目 次

<業務資料>

- 新風営法関係法令等の  
一部改正について ..... 2
- 道庁及び道関係機関の  
土曜日閉庁について ..... 2

<事例研究>

- 温泉法について ..... 3
- 事例研究欄寄稿について ..... 4

<ひろば>

- 活力ある組織づくり ..... 5
- 支部長の移動について ..... 5
- 平成元年度本会定時総会について ..... 5
- 支部のうごき ..... 6
- 本会の主要行事 ..... 7
- お知らせ ..... 7

## 新風営法関係法令等の一部改正について

企画部 業務研修部

平成元年3月27日付国家公安委員会規則第5号をもって「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則」が公布され、同規則第29条に定める遊技料金の基準が次のとおり改正されましたのでご了知くださるとともに、お手元に配布されております 業務資料「新風営法」（昭和60年発行）60ページをご訂正願います。

また関係法令等の改正にともなう道条例の一部について、業務資料「新風営法」の95ページの「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律施行条例（昭和59年北海道条例第73号。）」中第2条（許可更新の特別の事情）については、全文が削除され、第3条第1項第2号中（右側下から1

3段目）「第1条第1項」とあるのは、「第1条の2第1項」に改められましたので訂正整理してください。

記

（60ページ右側上から18段目以下）

遊技料金等の基準

第29条第1項イ第1号中

600円 → 620円に

” 第2号中

500円 → 520円に

第29条第1項ロ第1号中

2,400円 → 2,480円に

” 第2号中

2,000円 → 2,080円に

それぞれ改正されました。

## 道庁及び道関係機関の 土曜日閉庁について

企画部 業務研修部

道庁及び道の関係機関は、毎月第2及び第4土曜日を閉庁にすることとし、本年3月31日付道条例第2号をもって「北海道の休日に関する条例」を制定、公布し、本年5月21日から施行されました。

この条例の制定に伴い、建設業許可の更新においては、従来の当該許可の有効期限日が日曜日となる場合同様に、第2及び第4土曜日が当該許可の有効期限日となる場合は、この有効期限日の前日（金曜日）までに更新の手続を済ませて下さい。有効期限日の前日（金曜日）までに更新の手続が終

了しない場合は、当該許可が失効となりますので十分に留意されるようお願い致します（注「許可の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日前30日までに許可申請書を提出しなければならない。」「建設業法施行規則」第5条参照）。

なお、税金等の申告、納付の場合、その期限日が第2及び第4土曜日に当たるときは、特に条例、規則に別段の定めがある場合の他、従来どおり休日の翌日が期限日となります。

## 温泉法について

苫小牧支部 酒井清蔵

道内には自然に恵まれた数多くの温泉地があり、古くからの道民の保健休養の場として利用されてきました。

ところが最近掘削技術や揚水ポンプの進歩などにより、全道各地で温泉開発が行われており、その利用形態も養殖や園芸栽培及び地域暖房など多様化する傾向にあります。

このため、一部の温泉地においては源泉の相互影響などにより衰退現象が生じており、温泉の保護対策上重要な課題となっています。

温泉関係の申請や届出に当たっての注意事項や添附書類などについて、温泉の保護と効率的利用になお一層の配慮が必要です。

なお、細かな点や不明な点については、道庁薬務課か、もよりの保健所にお問い合わせください。

申請や届出に当たっての一般的注意

1. 附近の源泉に影響のあるような場所や温泉の保護上適当でない場所、あるいは利用目的の明確でないものは書類を受け付けておりません。
2. 道では「北海道温泉保護対策要綱」により温泉保護地域、温泉準保護地域を指定し、その地域内での掘削などを規制していますので注意してください。
3. 事務が複雑ですので保健所にお出掛けの上、事前に指導を受けてください。
4. 書類は必ず定められた様式を使用してください。
5. 書類のあて先は温泉利用に関するもの

は所轄の保健所長、その他のものは北海道知事あてとしてください。提出先はすべて所轄の保健所です。

6. 温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請は「北海道温泉審議会」の審議を経て許可されます。

審議会は通常年4回、2、5、8、11月の第4火曜日に開催されますが、申請書は開催日の1箇月前までに提出することになっています。

事前に保健所に開催日を確認してから申請してください。

温泉利用許可申請は随時受け付けています。

7. 申請者は個人又は法人です。

温泉利用組合などの任意団体又は多数の人が共同で申請する場合は、代表者の名義で申請してください。

この場合、代表者であることを証明する書類（規約、議事録など）が必要です。

8. 申請や届出があったときは、保健所の温泉監視員が現地調査を行います。

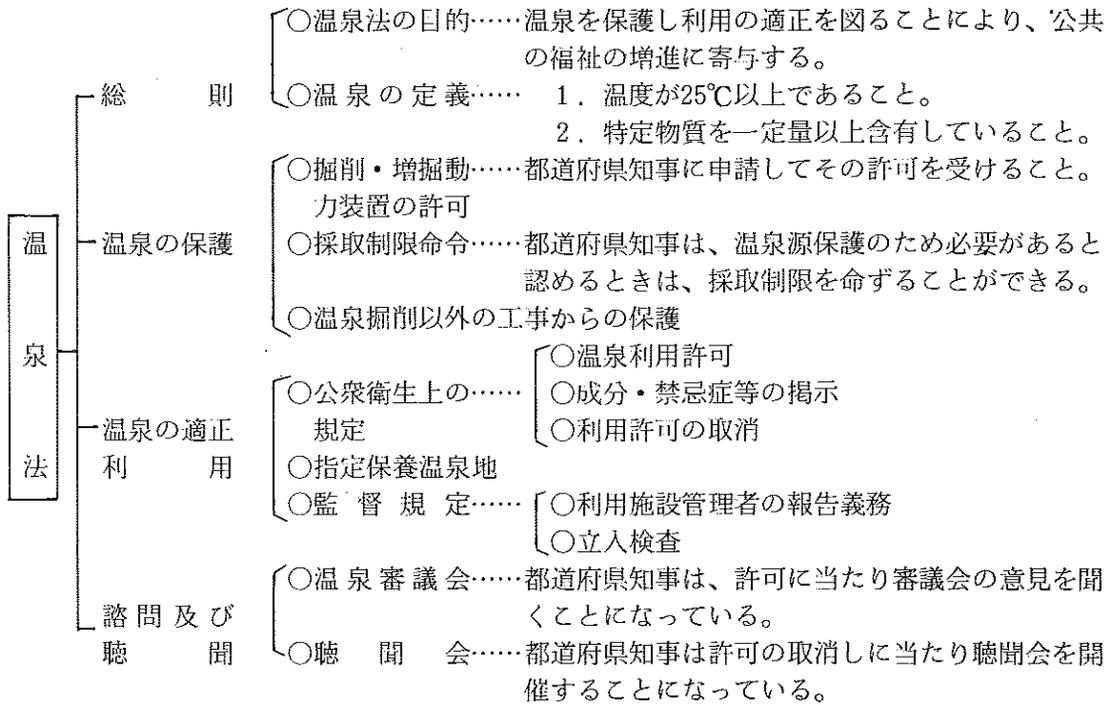
必ず立会をし、申請などの内容を十分説明してください。

### 〔温泉を掘削するとき〕

温泉をゆう出させる目的で土地を掘削するときは温泉掘削許可申請をしてください。

温泉以外の目的で掘削するときでも附近一帯に源泉がある場合は許可の対象となりますので、事前に保健所に確認して違反のないようにしてください。

温泉の掘削や利用は、「温泉法」により一定の規制を受けることになっております。  
温泉法のしくみは、以下のとおりです。



## 事例研究欄寄稿について

企 画 部

会報「行政ほっかいどう」の「事例研究」欄に皆様から貴重なご寄稿を頂き厚くお礼申し上げます。私ども編集委員一同は皆様から寄せられました原稿について一編でも多くご紹介致すべく努力をしておりますが紙面の都合でその都度掲載することができず大変申し訳なく存じます。

つきましては、寄稿に当り次の点にご注意下さるとともに、何分のご協力をお願い申し上げます。

記

1. 事例研究でない意見・提言
  2. 会報に発表することが、官公署・他士業等に誤解を招く恐れのあるもの等はご遠慮下さい。
- ◎ 寄稿文中の軽易な字句の訂正・修正等は編集委員にお任せ願います。
- ◎ 寄稿文の長さについては、特に限定致しませんが1編1,500字以内とするようご協力下さい。

## 活力ある組織づくり

留萌支部 橋本雄一

「活力ある組織づくり」。これは、「組織体制の充実・強化」「会員の能力開発」を組織の運営に求められる。

活力ある組織とは、雪だるまのように、転がしていく内に、自然にその大きさをどんどん増していく。組織に活力があると組織は余裕をもった働きを見せ、その余裕が次々に仕事をこなし、よりよいアイデアを生み出していく。しかし、組織にそれがないと、組織は眠ったまま最少限の機能を果たすことに甘んじ、それ以上の力を発揮出来ない。

一方組織を取り巻く情勢は日々確実に変化している。この変化は組織の利用者の厳しい眼、強い要求となって表現される。これ等に能動的な対応をするのにも、活力を生み出す余裕があればこそ可能といえる。

ところで組織活性化へのアプローチの術は何であろうか。組織の内外を問うことなく、多方面にわたる配慮が必要となるのはもとよりであるが、その一つに本会与支部間の意志の疎通をよくすることがあると言われている。それには、各種の情報が正しく円滑に伝わるような組織的基盤が必要と

なる。その方法論として、これまでの形式にとらわれることなく、会議の内容によっては、積極的なブレイン・ストーミング的方法の導入も考慮される必要があると思う。即ち、上方向からのみの一方的なものであってはならず、形式にとらわれては進歩は望めない。そして、これを支えるバックアタッカーとして、本会の会報「行政ほっかいどう」にその使命を発揮させなければならないと思う。情報氾濫時代の今日、会報の果す役割の重要性とは裏腹に、期待される紙面づくりのためにクリアーしなくてはならない問題が少なからず存在する。しかし、内容をより充実し、広く会員に読まれる会報へ活路を見い出す努力は、読者である会員も編集に当る委員も努力しなければ、広く読まれる会報には育たないと考える。

活力ある組織づくり。その活力は眼に見えない。成果に至る努力の過程は余りにも長いかもしれないが、平成新時代を迎えた今日、組織活性化、一体化に思いを致し、新しい北海道行政書士会の軌道敷をより強固にするには、今がまたとないチャンスのように思えるが、如何がなものであろうか。

### 支部長の移動について

総務部

本年5月12日に開催されました本会旭川支部の「平成元年度定時総会」において、これまで支部長を務められた古屋福治先生がご勇退され、新支部長に副支部長をしておられた山口喜義先生が就任されましたのでご報告します。

なお、支部事務所は従来どおりです。

### 平成元年度本会 定時総会について

総務部 企画部

既にご案内のように、本会平成元年度定時総会は、去る5月20日午前10時からホテルアカシア（札幌市中央区南12条西1丁目）において盛大に開催されました。総会の詳細については、次回会報をもってお知らせしますので御了承願います。

# ＝ 支 部 の う ご き ＝

## 支 部 研 修 会 開 催 状 況

注 ( ) は通知人員

支部	月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	1 3 / 24	教育文化会館中研修室	新入会員研修	支 部 長 佐藤 良雄 外 2 名	( 14 ) 8	新入会 員研修
"	" 3 / 24	"	消費税の基礎知識	税 理 士 板垣美津子	( 572 ) 69	一 般
函館	" 3 / 18	函館市若松町 五島軒 駅 前	民法(総則) 行政書士の品位保持	会 長 日向寺正幸	( 149 ) 30	"
"	" 3 / 25	" 本町 アースプラン	くらしの法律手続き	支 部 長 安保 幸雄	( 13 ) 10	"
小樽	" 3 / 18	小樽市 国際ホテル	消費税とその戦略的対応	税 理 士 中野 幸一	( 70 ) 25	"
空知	" 3 / 25	えべおつ温泉	相続の実務	支 部 長 新川 司	( 118 ) 26	"
旭川	" 3 / 17	旭川市 神楽福祉センター	・消費税の概要と取扱い ・新入会員の業務習熟と選択 ・行政書士会の組織 ・財政の概要	支部所属会員 柴田 耕吉 本会理事 佐藤 隆一 支 部 長 古屋 福治	( 129 ) 16	一 般 新入会 員研修
留萌	" 2 / 19	留萌市 消費生活センター	消 費 税	税 理 士 加藤幸太郎	( 19 ) 11	一 般
"	" 3 / 19	"	"	"	( 19 ) 13	"
網走	" 2 / 8	網走うしお会館	建設業決算	支部業研部長 川上 泰広	( 40 ) 13	"
"	" 3 / 4	斜里町 高木事務所	消費税のあらまし	"	( 8 ) 7	"
"	" 3 / 7	網走市 まるせん会館	"	札幌国税局 資料情報官付主査田中 清幸	( 110 ) 36	"
"	" 3 / 8	紋別市 愛善ビル	"	支部所属会員 石田鉄治郎	( 24 ) 9	"
"	" 3 / 28	遠軽町 グリーンハイツ	"	"	( 36 ) 11	"
"	" 3 / 30	北見市民会館	自動車登録・車庫証明	" 杉山 定憲	( 40 ) 10	"
室蘭	" 3 / 18	室蘭市中小企業センター	消費税の実務	支部監事 川村 泰三	( 56 ) 23	"
日高	63 7 / 23	静内町 日高地方婦人会館	建設業法の一部改正	支 部 長 進藤 良次	( 17 ) 8	"
"	" 9 / 3	函館市 湯の川 荘	民法総則	会 長 日向寺正幸	( 17 ) 4	"
"	" 10 / 8	白老町 白 泉 閣	自動車登録の車庫証明 行政書士と司法書士の業務	本会理事 本間尚四郎 会 長 日向寺正幸	( 17 ) 4	"
"	1 3 / 25	静内町 日高地方婦人会館	消 費 税	税 理 士 川村 泰三	( 17 ) 10	"
十勝	" 2 / 18	帯広市 十勝毎日新聞社	"	公認会計士 富士道昭憲	( 134 ) 44	"
釧路	" 3 / 18	釧路市 厚生年金福祉会館	建設業許可及び経審の申請	釧路支庁 土木係長 林 攻 主 事 工藤 均	( 60 ) 15	"
"	1 3 / 19	厚岸町 佐 藤 亘事務所	行政書士の遵守事項 その他	支 部 長 遠藤 昇	( 3 ) 2	新入会 員研修
根室	" 3 / 29	根室グランドホテル	消 費 税	税 理 士 丸子 正	( 19 ) 9	一 般

## ＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
1 3 / 16	決算予備監査	9 : 00～17 : 00	本会会議室
" " / 22	正副会長会議	13 : 00～17 : 00	"
" " / 23	第 5 回常任理事会	9 : 00～12 : 00	ホテルニューフロンテア
" " / "	第 5 回理事会	13 : 00～14 : 30	"
" " / "	第 4 回支部長会	14 : 30～16 : 00	"
" " / "	第 1 回臨時総会	16 : 00～16 : 20	"
" 4 / 25	第 1 回常任理事会	13 : 00～17 : 00	ホテルニューフロンテア
" " / "	昭和63年度決算監査	9 : 30～17 : 00	本会会議室
" " / "	第 1 回理事会	10 : 00～15 : 00	ホテルニューフロンテア
" " / 28	第 1 回登録調査委員会	16 : 00～17 : 00	本会会議室
" 5 / 10	第 1 回支部長会	10 : 00～17 : 00	ホテルニューフロンテア
" " / 19	第 2 回常任理事会	13 : 00～17 : 00	"
" " / "	第 2 回支部長会	14 : 00～16 : 00	"
" " / 20	第30回定時総会	10 : 00～16 : 00	ホテルアカシア

## お 知 ら せ

年計報告を至急お出し下さい

総 務 部

年計報告の提出期限は、3月31日ですが、まだ提出していない会員がおりますので、未提出の方は、至急ご提出下さい。

なお、取扱い件数のない場合でも「取扱事項なし」として、ご報告して下さい。

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏 名	死亡年月日
網 走	1998	高山 良一	1. 4. 11
函 館	884	笠原 利重	1. 4. 23

## ——法改正の推進と政連活動——

社会的、経済的にも厳しい環境下におかれている行政書士の業域確保を日政連を軸として如何に対応していくかが大いなる課題であります。

このためには、日政連と日行連は、車の両輪のように不可分の関係にあることを認識して、行政書士の全員加入こそが理想であり、政連に是非加入をと呼びかけ、活動を強力に推進し、組織力の強化を図るとともに行政書士の職域の確保と業務の拡大に努めています。

現在、行政書士法の改正（代理権の獲得）の実現と、行政書士制度を破壊する道路運送車両法の改正阻止運動を推進してきましたが、自動車業界では一応断念したとの情報を得ています。これも会員の一致協力による努力の結果ではないかと評価するところであります。

今一つの峠を越えた感もありますが、更に引締めて行政書士法の改正実現に傾注していきたいと念じています。

行政書士の皆さん、全員そろって政治連盟にご協力をお願いいたします。

## ——会費納入についてのお願い——

行政書士の皆さん全員に是非政連会費の納入をお願い致します。

なお、いろいろな事情で政連に加入できないという方は、会費相当額を寄付金としてご送金くださるようお願い申し上げます。

平成元年度会費 3,000円

振替用紙同封致しました。

(振替用紙の氏名の下に行政書士会員番号を記入くださるようお願い致します。)

日本行政書士政治連盟北海道支部

振替口座 小樽4-24241

'89. 5 第172号

1989年5月25日発行

発行人 日向寺 正 幸  
編集人 坂 下 尊  
発行所 北海道行政書士会  
印刷所 谷川印刷株式会社  
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階  
TEL 代表(011) 221-1221  
郵便番号 060  
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)  
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)  
北洋銀行本店(普0742651)  
札幌銀行本店(普 389444)  
振替口座 小樽3-8224番